

産業基盤強化推進特別委員会記録

開催日時 平成30年8月6日(月) 10:03~10:27

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

安井 宏一 委員長

藤野 良次 副委員長

山中 益敏 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 1名

西川 均 委員

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 当面の諸課題について

<会議の経過>

○安井委員長 ただいまより産業基盤強化推進特別委員会を開催いたします。

本日の欠席は、西川委員です。

本日の委員会に対しまして、傍聴の申し出がありましたら、入室していただきます。

なお、この後、申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私と藤野議員がさきの6月定例県議会において、当委員会の正副委員長に選任されました。委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、出席を求める理事者については、お手元に配付のとおりです。ご了承ください。

次に、委員会等に関する申し合わせ事項及び口頭申し合わせ事項については、7月17日の正副委員長会議で、従前のとおりとすることで決定されました。参考までにお手元に

配付していますので、後ほどお目通しください。

委員会の運営についてですが、お手元に特別委員会の設置等に関する申し合わせを配付しています。この申し合わせでは、調査期間終了後にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっています。

それでは、お手元に配付しています今後の委員会の運営について説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりです。ここに記載していますように、所管事項は、産業基盤の強化に関すること、調査・審査事務は、1、県内産業の育成に関すること、2、企業誘致の推進に関すること、3、産業育成・企業誘致に向けた基盤整備に関することとなっています。

次に、2の議論の方向についてですが、昨年の委員会設置から議論してきたものを、一定の議論の方向として取りまとめたものです。①人材育成・事業承継について、②販路拡大・研究開発支援について、③産業振興について、④インフラ整備について、⑤土地利用のあり方についてということで、議論はそうになっています。

3の委員会の運営ですけれども、今後、所管事項等に関する調査並びに審査を行うとともに、ただいまの議論の方向による委員間討議を行いながら、4の当面のスケジュールに沿って、来年の2月定例会において、委員会としての成果を報告したいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

当面のスケジュールも記載のとおりで、本日の初度委員会から9月、11月、平成31年の2月定例会ということです。

今後の委員会の運営については、記載のとおりです。従前から進めてきたとおりになっていると思いますが、何か意見ございませんか。

特にないようでしたら、当委員会は、引き続き委員間討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めてまいりたいと思います。

次に、事務分掌表をお手元に配付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上がお手元に配付しています資料並びに申し合わせ事項等についてです。

それでは案件に入ります。当面の諸課題について、質問があれば、ご発言いただきたいと思います。何かご意見ございますか。

○中野委員 それでは、1問だけ質問をします。工業団地の創出について、大和郡山市に限った部分で結構ですけれども、前々から話題になっている進捗状況について聞かせてい

ただきたいと思います。動きが鈍いのではないかという思いもあるところですので、今までの経過、あるいは今後のプランについて、お願いしたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 大和郡山市域の工業ゾーンの進捗についてのご質問です。大和郡山市の工業ゾーンの取り組みについては、昨年3月から、用地の提供について、土地所有者を対象とした意向調査を開始しているところです。また、昨年8月には、地元の土地所有者を対象として、説明会を開いています。この説明会では、土地所有者対象の意向調査の取りまとめ結果を報告しています。さらに、昨年度の後半ですが、次の段階として、開発手法の調査、立地企業の意向調査を実施したところです。

これらの調査結果ですが、開発に参画するディベロッパーが現時点では見つかっていないのが現状です。その他、取り組みを進める中で、数々の課題が見つまっているところです。しかしながら、県も市も、この地域は企業立地のポテンシャルが高い地域であると考えていますので、今後これらの状況を踏まえて、取り組みエリアの確定や、取り組み手法も、いろいろなやり方がありますので、検討を行っていきたいと思います。検討に当たっては、大和郡山市とも連携し、地元住民にもご理解いただけるよう努めていきたいと考えています。以上です。

○中野委員 あの手この手の手法を考えて、ぜひ進めていただきたいと思っています。地元住民にアンケートまでとって、地元は大いに結構だ、受け入れるという体制がある以上、やはりぜひこれは進めていかなければならない事業だと思います。地元地権者の意向と、奈良県の政策が合致したということですから、これ以上のことはないわけです。いろいろな手を使いながら進めていただきたい。ただ、調整区域内であることは初めからわかっている話です。当委員会には担い手・農地マネジメント課長も入っておられますけれども、開発以前に、いろいろと複雑な農地の問題があることは頭の中にあると思います。服部担い手・農地マネジメント課長との間でいろいろなやりとりがあったと思いますけれども、どういうやりとりがありましたか。

○箕輪企業立地推進課長 工業ゾーンの取り組み地区は、中野委員がおっしゃるように、農地がかなりの部分を占めています。その中で、企業が立地してくる、確実に立地する蓋然性と言いますか、立地する期待度も含めて、どのぐらいあるかを調査するのは当然のことですが、規制の中で、いかに農地転用ができるかを、担い手・農地マネジメント課と折々に協議しているところです。手法により、規制が解除できるのかできないのかという話もありますので、それは個々別々で、折あるごとに相談しているところです。以上です。

○中野委員 苦しい答弁です。当委員会に担い手・農地マネジメント課長がお入りになっているということは、農地法がかかわってくるからだと思うのですが、十分に意見交換をしながら、規制緩和を十分に考えながらやっていかないと、そう簡単にできる問題ではないことは、この事業にかかった段階からわかっているわけです。今ごろ初期段階の話をしていても、話にもなりません。地元が協力体制に入っているので、ここでダメになってしまうと、県と地元の信頼関係が損なわれかねない状況にあることをしっかり認識していただき、進めていただきたいと思います。

ついては、これから先、どのようなタイムスケジュールを組んでおられるのか、あれば答えていただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 全体のタイムスケジュールについてのご質問です。

先ほど申しましたように、企業立地の実現を最大の目的としており、確実性がない段階で、スケジュールを申し上げることはできません。この状況を踏まえて、クリアしていくことが大事だと思っていますので、一つ一つ確実に解決していきたいと考えています。以上です。

○中野委員 これ以上やってもどうしようもないと思いますけれども、意図するところを察していただき、しっかりと進めていただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○安井委員長 最後のものには、要望事項も含まれていますので、十分に内容を精査していただいて、進めてくださいということです。

○清水委員 通告していませんので、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

先だって、王寺町と東横インとの基本協定が締結され、ようやく王寺町にも新たな宿泊施設ができる運びになりました。県内には、行政が主導しているいろいろな宿泊施設がありますけれども、きょうも私はバスに乗って来たのですが、非常に外国人の方が多い。JR奈良駅からそのままバスに乗って奈良公園に来られているのが現状ですが、できれば奈良に1泊、もしくは2泊していただくという施策の中で、決まっている範囲で結構ですけれども、今後宿泊施設の新築についてのめどが立っていることがあれば、ご紹介いただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 ホテルの今後の開業見通しについて、清水委員のご質問にお答えします。

再来年のいわゆる県営プール跡地におけるJWマリオットホテルの進出は、とても期待

しているところですが、それ以外にも、今後3年間でかなりの宿泊施設が見込まれているのを確認しています。県がどのぐらいの誘致をしたか、していないかは別として、例えば平成31年の春に桜井市でホテルルートイン桜井駅前、同じ時期に、法隆寺の門前で和空と報道されていますように、かなりの増加が見込まれています。現在、今後3年間で、約900室の部屋数の増加が見込まれています。以上です。

○清水委員 3年間で900室というのが、多いのか少ないのかはわかりませんが、私の実感からすると少ないと思います。王寺町で建てられる東横インは191室だと聞き及んでいます。ホテルの内容、格式、規模、立地条件等々、いろいろと法的な規制があり、高さ制限等もかなりある中で、王寺町では目いっぱい容量で建てる計画になっていると思います。ホテルを建てるための地区計画というのはなかなか難しいので、実際にはまちづくりの根本的なところから宿泊施設を誘致するための政策誘導が必要だと前々からお話しています。なかなか進んでいない現状の中で、宿泊施設をふやす、ふやすといっても、なかなか適地も見つからない。適地があったとしても、所有者の協力をいただけない。まちづくり全体の中で、非常にハードルが高いのが、ホテルの誘致だと思っています。行政が主導して、不動産取得税や固定資産税など、その他もろもろの税制の緩和措置がなければ、手挙げが少ない気がします。今後とも各自治体と協力いただいて、どういう方法であればいいのか検討いただきたい。それぞれが違ったやり方で進めていると、なかなか誘致活動ができないと思います。県が一つのプラットフォームをつくり、全体については、こういう方向で進めましょう、不動産取得税は県税ですので、県でこう考えます、固定資産税については、こう考えますというように、一つの大きなガイドラインを出していただきたいと思います。現状で決まっていることがあれば、ご紹介いただいて、各市町なりの取り組みも、もしありましたら、ご紹介いただいて、今後の参考にしたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 ただいまの質問は、ホテル誘致については、いろいろと誘導の仕方があるではないかというお尋ねということで、お答えします。

税制優遇については、県では、宿泊施設の立地など、一定の要件を満たす場合に限りますけれども、優遇税制を導入しているところです。法人、個人にかかわらず、事業税や不動産取得税の軽減を一定限度で行っています。さらに、昨年9月から地域未来投資促進法による県の計画に基づいて、その承認を得た計画については、さらに一層大きい不動産取得税の軽減措置があります。それについては、減収補填措置も最大限生かしながら、使えるところについては、市町村についても、そういう設定の懲慥等もさせていただいている

ところです。今お話ししたのは、優遇税制の制度ですが、あらゆる措置を講じて、1室でも県内で宿泊施設の部屋数が多くなればと考えています。以上です。

○清水委員 特定の企業だけを優遇するのはなかなか難しい問題だと思います。各自治体は誘致に当たって、いろいろな知恵を出して、先ほど言いましたように、固定資産税を一定期間免除するとか、軽減するという形で進めておられる。ところが、それをすると、税収自身が減ってきますので、政策として宿泊施設をふやそうとするのであれば、税収が減る部分を、県が交付金などで補填するなどの形ができれば、もう少し進んでいくような気がします。これから先のことだとも思いますし、地元も潤って、なおかつ、県全体で潤ってということになっていかないと、一度に宿泊施設がふえることはないと思いますので、ぜひ今後の課題として研究していただき、こういうものができましたということがあれば、本委員会でもご紹介いただけたらと思います。以上です。

○安井委員長 清水委員の意見もありましたように、市町村との協議、連携を十分大切に誘致を進めてもらうということで、よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようでしたら、これをもちまして、本日の委員会は終了します。